

目黒区と学校法人東京音楽大学との連携・協力に関する基本協定書

目黒区（以下「区」という。）と学校法人東京音楽大学（以下「大学」という。）は、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、区と大学が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、各々の社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、これまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し、明るく希望に満ちた地域社会を目指し、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 区と大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 音楽文化の振興に関する事項
- (2) 大学と区内教育機関との音楽教育の推進に関する事項
- (3) 区民の学びを支援する生涯学習の推進に関する事項
- (4) 地域コミュニティとの連携・協力に関する事項
- (5) 情報交換、情報共有、情報発信に関する事項
- (6) 地震、風水害、その他の大規模災害発生時における連携・協力に関する事項
- (7) その他区と大学が必要と認める事項

（個別協定等）

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、区と大学の担当部署との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、区と大学が必要と認めるときは、協議により、その期間を更新できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、区と大学との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

令和5年12月26日

目黒区長 青木 英二

学校法人東京音楽大学
理事長 丸山 恵一郎